

平成25年11月1日

節電行動結果について

兵庫県建築健康保険組合

平成25年6月28日に、節電行動計画を策定し、平成25年7月1日から平成25年9月30日まで節電に取り組みました。その結果について、次のとおり公表します。

- 1 取り組み事項について
概ね計画どおりに実施しました。
- 2 冷房ガス・電気の使用量及び使用料金は下表のとおりです。

使用月	冷 房 ガ ス		電 気	
	使用量(ユニット)	使用料金(円)	使用量(kwh)	使用料金(円)
22年6月	4,669	14,380	1,409	28,250
22年7月	6,687	26,547	1,450	28,000
22年8月	6,017	26,776	1,443	29,278
22年9月	2,140	13,803	1,370	27,975
計(A)	19,513	81,506	5,672	113,503
23年6月	2,870	14,895	1,192	25,402
23年7月	4,934	22,499	1,233	27,336
23年8月	3,672	22,289	1,242	24,741
23年9月	960	9,658	1,214	24,851
計(B)	12,436	69,341	4,881	102,330
24年6月	2,040	8,140	1,242	24,728
24年7月	4,344	19,896	1,334	27,894
24年8月	4,315	22,654	1,171	24,099
24年9月	912	6,530	1,236	25,103
計(C)	11,611	57,220	4,983	101,824
25年6月	4,728	13,806	1,055	26,312
25年7月	4,090	21,636	1,173	29,489
25年8月	2,582	16,654	1,005	26,522
25年9月	792	4,229	1,028	26,594
計(D)	12,192	56,325	4,261	108,917
(D)÷(C) ×100(%)	105.00	98.44	85.51	106.97

(注) 使用量には、共用部分を含みます。

平成 2 5 年 6 月 2 8 日

兵庫県建築健康保険組合節電行動計画

関西広域連合において今夏の節電内容が示され [昨年並みの節電の着実な実施 (平成 2 2 年夏と比べて 9 % 削減を目安)]、これに伴い兵庫県より節電・省エネルギーの取組の推進について、要請がありました。これに対応するため、昨年同様に節電行動計画を策定し、使用電力量の節減とピークカットに取り組むこととします。

1 取り組み期間

平成 2 5 年 7 月 1 日 (月) ~ 平成 2 5 年 9 月 3 0 日 (月)

2 取り組み内容

当健康保険組合は、兵庫建設会館に入館しているため、当会館を管理している一般社団法人兵庫県建設業協会が策定する「節電計画」に準じて、次のとおり取り組む。

(1) 執務エリア

冷房温度の設定について

冷房温度を 2 8 に設定する [原則として、8 時 5 5 分オン・1 7 時オフ] (担当：総務課)

昼休み室内消灯の実施について

昼休み (1 2 時 ~ 1 3 時) は、一斉消灯を行う。(担当：総務課)

O A 機器の電源管理の徹底について

出張等により長時間離席をする時及び終業時は、主電源をオンにしておく必要があるパソコン (1 台) 及び F A X (コピー機兼用) (1 台) 以外のパソコン、コピー機、シュレッダーは、主電源をオフにする。(担当：業務課)

(2) 服務関係

就業時間の厳守

就業時間内 (9 時 ~ 1 7 時) での業務処理を励行し、時間外勤務は原則として行わない [原則として、8 時 5 5 分点灯・1 7 時消灯] (担当：総務課)

軽装の徹底

スーパークールビズに準じて、ポロシャツ、開襟シャツ、G パン、綿パン、サンダル履きも可とする。

但し、シャツは派手な原色様のもの及び T シャツ、短パンは不可とする。

熱中症の予防や対策の周知

節電等により、熱中症に罹る恐れがあるため、その予防や対策について、周知・徹底を行う。

年次休暇の取得の促進

夏期において、節電及び健康管理の観点から、年次休暇の取得の促進を図る。

サマータイムについて

サマータイムについては導入しない。